

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷一十第

論 說

植民地の財政政策に就きて(一)……………法學博士 山本美越乃  
 租税の限度に就きて(二)……………法學博士 神戸 正雄  
 勞賃の經濟的及び道德的性質(二)……………法學博士 田島 錦治  
 鎌倉時代の家族制度(六)……………文學博士 三浦 周行

時事問題

極東緩衝國建設の企圖……………法學博士 戸田 海市  
 所得税の改正を論ず……………法學博士 小川郷太郎  
 北米合衆國の排外的海運政策と我海運……………法學士 小島昌太郎

雜 錄

所得税に就て武藤氏に答ふ……………法學士 汐見 三郎  
 米と社會政策(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

附 錄

本誌第一卷乃至第十卷論題索引……………法學士 本庄榮治郎

所得稅に就て武藤氏に答ふ

汐見三郎

所得稅法の改正は我國現下の大問題である。第四十二議會に改正法案が提出せられ、多少の修正を経て衆議院を通過したが、不幸議會の解散に依り流産の悲運を見たのであつた。然るに特別議會の接近と共に又問題を新にして來たのである。

嚮に所得稅法案が流産の運命に陥るや、武藤山治氏は「株式會社株主に對する政治家及學者論客の誤解」と題し、有力なる反對意見を發表せられたのである。余は、再三熟讀の結果、文中事實に反するの議論を發見し、本誌前々號に其點を明にして置いた。然るに氏は早速「汐見法學士に答ふ」なる懇切なる答辯を本誌に寄せら

れた。余は自己の責任上一言之に答へたいと思ふ。

武藤氏の「株式會社に對する政治家及學者論客の誤解」なる論文は其内容上自ら二つに分れてゐる。第一に、「一箇鐘淵株式會社の實例」を引き、是を論據として「株式會社株主の大多數は中流以下の投資家なり」と斷じ、第二に、從つて今回の所得稅法案は「其名は社會政策にして其實最も非社會政策的にして早晩無辜なる中流以下就中世事に暗き農民の投資者を犠牲にするが如き大缺陷あるもの」なりとして居られる。

余は武藤氏の議論の要所々々に可なり重大なる誤謬あるを發見し、本誌第十卷第五號に於て左の三點を擧げて論じた。<sup>4)</sup>

- 第一、鐘淵紡績株式會社の株主をば現今我國株式會社の株主の典型的のものとし、是が標本調査より全般を推して居られるが、確に誤である。
- 第二、鐘淵紡績株式會社の材料を解釋するに當り、株主數のみを重視し、其株主の所有せる株

1) 武藤山治氏、株式會社株主に對する政治家及學者論客の誤解 (ダイヤモンド第八卷第八號 10-11頁)  
 2) 藤原稿、株式の分布と課税 (本誌第十卷第五號 90-102頁)  
 3) 武藤稿、山治氏、汐見法學士に答ふ (本誌第十卷第六號 129-130頁)  
 4) 藤原稿、株式の分布と課税 (本誌第十卷第五號 92頁)

數には一顧の勞をも拂はれなかつたのは、誤解の第二點である。

第三、最後に、改正法案の綜合課税主義は現行法の源泉課税主義よりも小株主を苦しめるものと解し、法案其者を誤解して居られるのである。

余は此くして武藤氏の誤解を明にしたのである。然るに今や武藤氏の答辯に接す、曰く「汐見法學士の批評は全く小生の論旨を誤解せられたるものなり」と、又曰く「ダイヤモンド誌上小生の論文御再讀を乞ふ」と。其後氏の論文を繰返し讀んだが、疑問は益々加はるのみで、毫も了解することを得ない。況んや、武藤氏の論旨を余が「全く」誤解してゐるとは、どうも考へられない。是れ余が茲に再び論せざるを得ない所以である。

議論の順序として、第一段に問題の中心點たる株式會社株主の本質と綜合課税主義の是非とを論じ、第二段に武藤氏が余に提出せられし新問題たる超過所得税論及留保所得税論を扱ふ事とする。

二

武藤氏は本誌前號に曰く「小生は綜合課税に反對せず又個人の所得に累進課税することにも反對せず」と。而して武藤氏の反對せらるゝは「株式會社の所得(收益又は配當金の語を以てすれば一層明瞭なるべし)及保留金に累進課税する」の點なのである。

税法を論ずるに當り、先づ重んずべきは其用語を嚴密にする事である。「ダイヤモンド誌上」武藤氏の「論文を再讀」するに、氏は「政府より提案し衆議院に於て可決せる所得税法案」を攻撃し「株式會社の所得及保留金に對し累進税を課せんとするは如何なる理由に基くや」と詰問して居られる。不審は此點に存するのである。武藤氏が「株式會社の所得」に累進税を課すと云ふは法文に所謂法人の超過所得を指す様にも思はれる。然し氏が株式會社の所得に註釋を下し、收益又は配當金と謂はゞ更に明瞭なるべしと曰ひ其に累進課税する事を攻撃せらるゝを見ると、配當金が他の個人所得に綜合せられて課税せら

れる事を意味するやうにも解せられる。處で法人の超過所得を計算する場合には、先づ法人の所得として配當金賞與金以外に留保金をも加算し、其が運用資金に對する利廻八未以上なる時に限り、其超過金額に累進課税するのである。故に漫然株式會社の所得に累進課税すると云つては超過所得の累進税を意味するものとは受取り難いのである。況んや法人中株式會社のみを特に擧げて攻撃の對象とせらるゝに於ては、綜合累進課税反對と解する方が穩當である。實の所是のみでは問題が解決出來ない、更に外部の背景を窺つた。云ふ迄も無く新法案の眼目は綜合課税主義であつて、他は云はゞ枝葉の問題である。従つて日本工業俱樂部商業會議所其他大小の反對運動は何れも主力を此點に注いで居るのである。而して一方武藤氏は綜合課税主義を其大目的とせる新法案に賛成せる政治家及學者論客を、ダイヤモンド誌上包括的に罵倒せられ乍ら、他方綜合課税主義否認を根本目的とせる資本家の行動に對しては、別に何等の批判をも

公にせられなかつたのである。彼是思ひ合はず時余の頭に強く閃いたのは外でも無い、武藤氏も矢張り月並の資本家であつた、綜合課税主義の反對者であるこの印象であつた。今にして思へば氏が株式會社の所得と云はるゝは株式會社の超過所得を意味し、而して綜合課税主義には敢て反對せられない様であるから、余は大に意見を安んじたのである。

兎に角武藤氏は綜合課税主義を是認せられたのである。法文上一應累進主義を採用し乍ら、而も一株の小株主も五萬五千株の大株主も等しく千分の七十五の一定率の所得税を負擔すると云ふが如き現行法の精神には飽く迄反對せざるを得ない。新所得税法案は、勿論理想的では無いが、少くとも現行法の源泉課税主義の非を改めんとする精神に於ては、確に立派なものである。社會政策論者たる武藤氏が此精神に双手を擧げて賛成せらるゝは當然の事と信す。

次に株式會社株主の本質である。

武藤氏の議論の核心は、其題目「株式會社株

主に對する政治家及學者論客の誤解」の示すが如く、「株式會社株主の大多數は中流以下の投資者」なるに「世の政治家及學者論客が漫然金持と同一視するの誤謬なる」を明にせられた點に存してゐる。然し余は武藤氏の此説明に對しては依然多大の疑惑を懷抱してゐるのである、此點は本誌前々號に詳細なる數字的研究を發表して置いたから今更繰返すまい。

ダイヤモンド誌上武藤氏は株式會社株主に對し「中流以下の人士」「其大部分が金持にあらざるの事實」大多數は中流以下の投資者「幾多の下級投資者」無幸の下級投資者「世事に暗き農民の投資者」なる種々の形容詞を繰返へし用ひ、株主と云へば直に貧乏人を聯想せしむるの感を抱かしめてゐられる。余は斯る曖昧なる言葉を成る可く避けたいのであるが、敢て達觀的觀察を下せば、株式會社の株主は貧乏人にあらずして寧ろ金持なりと斷言せざるを得ない。株式會社株主に對する此種見解の差異は單に區々たる一所得税の問題たるに止まらず、延ては一般社

會上の諸問題の解決にも重大なる影響を與へるものであるから、此點は飽く迄も明確にしたいのである。武藤氏の所見果して如何。氏は本誌前號に於ては、只「其株主中に貧乏人もあれば」の一言を使用せられたのみであるが、持説を翻へされたりや。

武藤氏と余との從來の論争は實は株式會社株主の本質と綜合課税主義の賛否との二點であつた。而して綜合課税主義に對しては武藤氏が贊意を表せられたので問題は自ら解決した。株式會社株主に對しては其後沈黙してゐられるから恐らく余の説を承認下さつたのであらう。余は武藤氏と意見の吻合せし事を喜ぶ者である。

三

株式會社株主の本質及綜合課税主義の問題が解決せらるれば、他は易々たるものである。殘る所武藤氏が改正法案修正法案を攻撃せらるゝのは超過所得及留保所得に累進課税する點である。此等の問題に於ては、余は何等の意見をも發表せず、從つて答辯の義務無きも、武藤氏に

敬意を表し、氏の意見中氣付きし點を一言述べて置きたい。

其中超過所得税は戰時利得税の精神を踏襲したものであつて、納税主體を法人に限定したのは全く租税技術上の理由より出てゐる。而して武藤氏も只「デモクラシーの本家たる米國杯」の例を引き、日本の學者の無智を笑はれたるに止まり、別に正面より議論を試みられたので無いから、暫く是を論せず置く。

武藤氏の留保所得に累進課税するを攻撃せらるゝは大約次の理由に基く、「斯くすれば(1)平時積立金を少くして不況時に處する用意を缺くべく、(2)既に多くの積立を有するものは課税を輕減する目的を以て大に資本を増加するが故に收税の目的は達せられずして空人氣の時は斯くして増發されたる株式を會社の貸借表を知らざる無辜の投資者が高い値段にて背負ひ込み徒に投機業者の餌となるのみにて非社會政來の甚しきものなり」と。

本問題は三方面より觀察する事が出来る。

綴録 所得税に就て武藤氏に答ふ

第一は會社經營者側の問題である。新法案實施せらるれば、脱税の目的の爲めに各會社は競つて増資に熱中し平時積立金を少くし、延ては其基礎を危くし不況時に處するの用意を缺くに至る事なきやの點である。余は是は結局經營者の人の問題に歸着すると思ふ。留保所得税が問題とならなかつた過去に於ても、取締役に其人を得ざる者は、盛に増資を行つたではないか、假令留保所得税の行はるゝ場合でも、經營者其人を得れば、濫に増資を行はず會社の基礎も依然鞏固である。何よりも適例は武藤山治氏其人ではないか、福田博士が「予は我邦工業界に鐘紡會社あるを別に重視せずして、却て我國企業界に一武藤山治あるを誇らんと欲せしや久し」と激賞せられし際の如き、留保所得税を夢想しなかつた時なるに拘らず、尙増資派は武藤氏を脅かしたではないか。又臨時議會に新法案通過するとも、恐らく武藤氏は、留保所得税輕減の唯一理由を以て、鐘淵紡績株式會社の増資に賛成せらるゝ事は無からうと信ずる。會社は脱税

第十一卷 (第一號 一四三) 一四三

の爲めに存するものなりや、企業の爲めに存するやは、武藤氏の特に承知ある筈である。

第二は徵稅者としての立場である。脱稅容易なる爲め豫期の收稅の目的を達し難しとの武藤氏の説の眞偽である。是は改正法案と修正法案とを區別して論せねばならぬ。武藤氏は新所得稅法の缺陷として「個人の場合に於ても合名會社又は合資會社とすれば脱稅容易なり」と云ふて居られるが、成程改正法案には此非難が當らないでも無い。改正法案の輕率の留保所得稅では、大富豪が財産を一族で管理する様な會社、合名會社の様なものを作つて容易に脱稅の目的を達する事も有り得べきである。此點は既に本年一月三十一日所得稅法改正委員會の席上で小川博士の力説せられた所である。曰く「富豪が合名會社ヲ拵ヘテ置キマシテ、其合名會社ガ澤山ナ株券ヲ持ツテ居リマシタナラバ、折角綜合課稅ト云フ精神ヲ以テ改正セラレマシテモ、實際ノ上ニ於キマシテハ富豪ハ殆ンド免レル。…富豪ガ千萬圓以上ニナリマシテモ會社ニ留保

シテ置キマスレバ、或場合ニ於テハ百分ノ七・五ヲ取ル、或場合ニ於テハ百分ノ十五ヲ取ルト云フ事ニナル、サウナリマスト片方ニ個人所得デ八百萬圓千萬圓ノ所得ヲ得ルモノハ、其超過額ニ對シテ少クトモ半分位取ラレル。然ルニ會社ガ株ノ持主ニナツテ居レバ、社内ニ留保スルモノハ百分ノ七・五、ソレカラ百分ノ十五ト斯ウ云フコトニナル、其差ハ非常ナモノデアアル」と、斯くては折角の綜合課稅主義の大精神も全く地に落ちて仕舞ふのである、茲に留保所得重課の修正案が生れたのである。其結果「法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度末ニ於ケル留保所得ノ合計金額」が「其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額」を超過するや否やに依り、百分の七・五、百分の十五の超過額累進率を適用せし原案を修正して、積立金及留保所得の合計が上記の金額の二分の一以下の場合、二分の一を超過する場合、全額を超過する場合の三分にち、各百分の七・五、百分の十五、百分の三十

7) 武藤山治氏、沙見法學士に答ふ。(本誌第十卷第六號130頁)

8) 第四十二回帝國議會衆議院所得稅法改正法律案外六件特別委員會議錄11-12頁

の超過額累進率を適用する事としたのである。此修正により所謂合法的脱税は大に防止せられ総合課税主義も始めて其目的を達する譯である更に考へねばならぬのは、留保所得税なるものが我國産業界に多大の打撃を與ふるの可能性ありや否やの問題である、最近の我國の銀行及株式會社中代表的のもの二百八十を採り其積立金と拂込資本金との比例を調べ次の結果を得た。

業務別	積立金が拂込資本の五割以下の會社の數	積立金が拂込資本の五割以上十割以下の會社の數	積立金が拂込資本の十割以上の會社の數	調査會社數
綿糸紡績	二	五	五	三
毛織物	三	二	一	七
製麻	一	一	一	三
製紙	三	一	一	五
製粉	一	三	一	五
製糖	三	一	一	五
製酒	三	一	一	五
製油及石炭	三	一	一	五
鑛業	二	二	一	五
窯業	三	二	一	六
肥料及化學工業	八	四	一	十三

雜錄 所得税に就て武藤氏に答ふ

製革及護謄	四	一	一	五
瓦斯	六	一	一	八
電燈電力	三	一	一	五
電氣鐵道	一〇	一	一	一二
鐵道	四	一	一	六
海運	一	二	三	六
造船	四	二	三	九
機械	六	一	一	八
取引所	八	一	一	一〇
倉庫、土地、建物	六	一	一	八
銀行	一〇八	一	一	
其他	九	一	一	一一
計	三六	一四	一〇	六〇

是れ何を示すか、我國の銀行會社の殆んど大部分は積立金が拂込資本金の二分の一以下に過ぎず(二百八十社中二百十八社)、二分の一以上全額以下の者は是に次ぎ(二百八十社中四十八社)、積立金が拂込資本金を超過するものに至つては鐘淵紡績株式會社以下極めて寥々たるもの(二百八十社中十四社)である。故に大多數の會社は改正案(十割)修正案(五割)の何れに依るも留保所得税を免れんが爲めの増資の必要を感じ

第十一卷 (第一號一四五) 一四五



無いのである。増資により租税の負擔を軽減する可能性を有する少數會社は、凡て戰時中異常の收益を收め拂込資本に對する利益金の割合が少くとも八九割より多きは三四割にも上る特殊會社であつて、其實力の巨大なる、少々の租税負擔には何等の痛痒をも感じない筈である。

第三に留保所得稅軽減の爲めに増資したる株式會社の株式を會社の貸借表を知らずして背負ひ込み投機業者の犠牲となる無辜の中流以下の投資家の問題である。是亦武藤氏の杞憂で無からうか。前記の如く我國の銀行會社の大多數は積立金が拂込資本金の五割以下を占むるが故に留保所得稅軽減の爲めに増資する必要無く、増資に依つて留保所得稅を軽減する可能性あるは少數大會社あるに止まる。然るに斯る堅實な大會社の經營者が租稅軽減の一理由を以て増資を斷行し、爲めに會社の基礎を危くし、中流以下の投資者にも多大の迷惑を掛くるに至つては、其經營者たる餘程企業能力に缺けた所があるに違ひない。従つて斯る亂暴なる經營者の主

宰せる會社に無暗に投資する人ありとせば假令中流以下の投資者たりとも、社會政策上別に顧慮する必要が無い、蓋し投資者其人の罪から出た結果なるが故である。留保所得稅の立案と無鐵砲の投資家との間の距離は頗る遠いのであつて、斯る中斷せる因果關係を無理矢理に結び之を唯一の論據として新法案を非社會政策的なりと斷するが如きは、余の探らざる所である。

#### 四

四月十八日大阪朝日新聞紙上に武藤氏の談として、所得稅改正法案を今回の恐慌の一原因に數へて居られるのを見た。曰く「尙ほ別に變動の一原因とも見做さるゝは稅法の改正である。……是等は法人を駈て自然と配當を少くし積立を減じその剩餘金を以て何れも増資を執行し株券の數を増加した。其數たるや最近のみに於て實に數億圓上る」とある。數億圓とは計畫資本を指すか拂込資本を指すか、最近とは時日を如何に限定せられしか、留保稅軽減の爲めの増資と他の増資とを如何なる標準に基き區別せしや、

此等の諸點は頗る明確を缺くのである。該法案が實業界に理解せられ是非の論の起つたのは一月下旬にして議會解散の爲めに流産したのは二月下旬と記憶する。假に脱税の爲めの増資ありとするも此短期間の數が全體の増資の一小部分を占むるに過ぎざるは、統計數字を俟つ迄も無

銀行及株式會社公稱資本

年	月	現在	新高	擴張
年	月	現在	新高	擴張
大正八年	四月末	7,520,000(10%)	1,320,000(1.7%)	5,200,000(6.6%)
同	五月末	7,520,000(10%)	1,320,000(1.7%)	5,200,000(6.6%)
同	六月末	7,520,000(10%)	1,320,000(1.7%)	5,200,000(6.6%)
同	七月末	7,520,000(10%)	1,320,000(1.7%)	5,200,000(6.6%)
同	八月末	7,520,000(10%)	1,320,000(1.7%)	5,200,000(6.6%)
同	九月末	7,520,000(10%)	1,320,000(1.7%)	5,200,000(6.6%)
同	十月末	7,520,000(10%)	1,320,000(1.7%)	5,200,000(6.6%)
同	十一月末	7,520,000(10%)	1,320,000(1.7%)	5,200,000(6.6%)
同	十二月末	7,520,000(10%)	1,320,000(1.7%)	5,200,000(6.6%)
大正九年	一月末	10,720,000(14.3%)	5,200,000(6.6%)	5,520,000(7.1%)
同	二月末	10,720,000(14.3%)	5,200,000(6.6%)	5,520,000(7.1%)
同	三月末	10,720,000(14.3%)	5,200,000(6.6%)	5,520,000(7.1%)
同	四月中	10,720,000(14.3%)	5,200,000(6.6%)	5,520,000(7.1%)
同	五月中	10,720,000(14.3%)	5,200,000(6.6%)	5,520,000(7.1%)

銀行及株式會社計畫資本

く明である。  
 試に最近一箇年間の銀行及株式會社の計畫資本を新設、擴張の二に分ち、其が公稱資本現在高に對し如何様の割合を占めてゐるかを計算し次の數字を得たのである。<sup>10)</sup>

10) 日本銀行調査局調、官報登記銀行會社公稱并拂込資本調  
 同局調、銀行會社計畫資本調

上記の數字を見て痛切に感ずる事は、銀行會社の新設擴張と云ふものは一般景氣と非常に密接なる關係を有してゐる事である。新設計畫多き時は擴張計畫之に伴ひ、擴張衰ふる時は新設の數の減少を見るのは、全く一般景氣の消長が新設擴張計畫の兩者の共通原因となつてゐる爲めである。もし所得税法案が増資計畫を促す有力なる原因なりとせば、此等の數字に非常な變調を呈せねばならぬ筈である。然るに所得税法案が議會に提出せられ其が解散と共に葬り去られるに至つた二月中の數字を採り、一月中の數字と比較對照するに別に特異の事實を發見し得ないのである。計畫資本が前月末公稱資本現在高に對して占むる割合を見るに、新設は一月中三九・八%なりしものが五七・一%に増し、一月中の擴張二八・三%が二月中には三四・七%に増加してゐる。擴張新設共に一般好景氣の勢に釣られたのであつて、特に所得税輕減の爲めに増資計畫のみが増加したと云ふ様な事は無いのである。又總選舉の結果所得税法案の成立が稍確

實となつた五月の數字を見よ、新設計畫資本が前月末公稱資本現在高に對し四月の三九・二%より一六・三%に減じ、更に擴張計畫資本は前月の四四・六%より五月の八・〇%に激減してゐる。是れ皆財界不況と云ふ共通原因の齎す產物ではないか。此等の事實を考へ合はす時は所得税法案の如き、或は多少増資の傾向を助長したる事あるやもはかられざるも、其影響たるや景氣の大勢に比すれば、實に微々たるものである。地方的の嫌はあるが、本年一月以降大阪京都神戸三都市内の會社の増資せしもの、中其原因が留保所得税輕減の目的に出でたるにあらずやと思はるるものを調査し、次の結果を得た。増資の原因が那邊に存するかを一律に定めるのは困難であるから、先づ積立金が拂込資本の五割以上を占むる會社にして増資したるものを調べ、其中に就て更に内容を吟味する事とした。

増資總數		税法に關係ありと思はるる増資數		同上割合	
社數	公稱資本數	社數	公稱資本	社數	公稱資本
37	41,403,740	14	4,748,000	10%	11%

是によつて見るも、所得税を免れる爲めの増資が僅かに全體の一部分を占むるに過ぎざる事が明であらう。

増資の原因を所得税改正法案に歸し、而も恐慌に結び付け其間密接なる關係ありと云ふに至つては頗る異様の感を抱かせる。而して此記事が資本家の第一人者たる武藤氏の談として發表せられたるが故に、實業家の間に侮り難い勢力を有し、現に矢野恒太氏の如き盛に此説を主張してゐられる。人心動搖の折柄影響する所大である。最近景氣絶頂に達せし際、投機者流が留保所得の累進課税に藉口して虚業熱を煽らんとしたのは余も認めてゐる。然し是は煽動せし人の罪であつて決して所得税法の罪では無い。問題を混同してはならない。余は斷然此種の無責任なる論法を排斥するのである。

要するに武藤氏が留保所得税を攻撃せらるゝ理由として非社會政策的なる言葉を用ひられたのは確に誤解である。余が留保所得税に賛成する所以のものは、綜合課税主義の理想を達成す

るに與つて力あるからである。武藤氏は「かかる場合に處し收税の目的を達し會社の基礎たる積立金破壊の惡結果も來さず巧に立法する名案」を有してゐられるをうだが、朝野税法に隨める際は非其理想案を承りたいものである。

## 五

以上武藤氏の質問に答辯した心算である。

武藤氏の論文は「株式會社株主に對する政治家及學者論客の誤解」なる標題の示すが如く、株式會社株主を達觀上金持と見るべきや貧乏人と看做すべきかの統計學上の問題を扱つたのである。従つて余の前論文に於て充分其意を盡したのであつた。然し綜合課税主義の點に關して多少の誤解存せる上に、武藤氏は更に留保所得税超過所得税に對し余の所見を徵せられたので再び議論を重ねた次第である。

租税に社會政策を加味すべきや否やの問題は學界多少の異論あるに拘らず、武藤氏が此事を盛に高調せらるゝは慶賀に耐えぬ。氏は調査委員會設置、税制改革の二問題を提出し私見を徵

11) 矢野恒太氏、所得税法の改正が財界に及ぼす影響に就きて

せられたが、此等は凡て租税に對する根本方針さへ決定せば解決せらるゝのである。武藤氏は税制改革として特に所得税財産税の關係を述べてゐられるが、これ單に直接税の問題たるに止まる、更に進んでは直接税間接税相互の關係を明にし、廻ては收入組織全體をも社會政策化せねばならぬのである。余は決して我國の税法が「社會政策の上乗なるもの」とは思つてゐない、否反社會政策的なる點ありと思へばこそ、所得税法の改正を必要としてゐるのである、源泉課税主義を廢し綜合課税主義を採用する新法案を賛成したのも實は此理由に基く。「立憲國の政治家はかゝる國民に重大の利害關係ある問題は廣く衆智を集め取捨決定することを至當なり」との武藤氏の言は誰しも異存無き所である。

余は結論の如何よりも寧ろ論理の完備を重んずる學徒である。偶々武藤氏の論文を読み、人心動搖の折柄社會に及ぼす影響の大なるを憂へ一言論及したのであつた。今や武藤氏の駁論に接す、堂々たる態度を以て懇切なる答辯を重ね

らるゝ、感謝に耐えず。再び私見を述べて武藤氏の高教を仰ぐ所以のものは、一は氏の勇らしき態度に敬意を表する爲めである。(九五、六)